

掛 川 市 公 告

次の土地改良事業共同施行の土地改良事業を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを次のとおり縦覧する。

平成23年2月17日

掛川市長 松 井 三 郎

共同施行の名称及び事業名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
長谷川ノ谷土地改良事業共同施行 農地造成事業	掛川市役所	平成23年2月17日から 平成23年3月16日まで